

+SA

Plus Sustainable Agriculture

農場用 管理点と適合基準

Ver.1.0



2024年7月1日 発行
2024年11月1日 運用開始

目次

1. はじめに	p.1
2. 運用について	p.1
3. 著作権	p.1
4. 免責事項	p.1

【+SA専用項目】

共通項目	p.2
JGAP用項目	p.3
ASIAGAP用項目	p.4

1. はじめに

一般財団法人日本GAP協会は、+SAの開発および運営を行う機関です。日本GAP協会は、+SAを公平公正に開発および運営し、その過程について透明性の高い情報公開を行います。また、+SAの開発と運営を通して、日本の農業および食品関連産業の持続可能な発展に貢献することを目的としています。

本規則は、+SAの基本について規定しています。また、信頼性を担保するために+SAに関わる組織のコンプライアンスおよび組織体制の適切な管理、ならびに信頼性における審査員力量の維持および管理について実施すべきことを規定したものです。

+SAは、JGAPとASIAGAPのアドオン規格と位置づけられています。JGAP/ASIAGAP認証農場・団体は、+SAの適合基準を満たす場合、SAI Platformが開発した農場の持続可能性に関する評価プログラムFSAのシルバーレベルと同じパフォーマンスであることの承認を得ています。+SAが持続可能に配慮した農業の実践を評価することにより日本農業の発展に大きく寄与することを目的としています。

2. 運用について

本書のみでの運用はできません。必ず『ASIAGAP農場用管理点と適合基準』あるいは『JGAP農場用管理点と適合基準』とセットで取り組む必要があります。また、『ASIAGAP農場用管理点と適合基準』あるいは『JGAP農場用管理点と適合基準』について、『+SA総合規則』に従い、レベル変更が必要な管理点があります。審査の受付開始日は本書の運用開始日からとなります。

3. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

4. 免責事項

日本GAP協会および+SAの認証機関は、+SA評価を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
+SA専用項目					
SA1	必須	土地の利用権	土地を使用する権利を確認できる法的記録がある。 または正当な所有権、借地権があることを説明できる。		
SA2	必須	土地の購入	土地を購入する場合は以下の条件を満たしている。 (1) 公式・非公式にかかわらず土地所有権を設定していない場合は、耕作を行う権利を示す文書がある。 (2) 購入する土地の境界が明確でない場合は、近隣住民や地元の市町村がその土地の所有権を認めている。 (3) 土地の所有権に関し紛争がある場合は、話し合いにより公平かつ適時に処理されている。		
SA3	必須	商取引の透明性	商取引について、以下の取り組みを実施している。 (1) すべての商取引に関連する文書を保持している (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを明確化している。		
SA4	必須	法令の遵守	農業経営に関連する法令の最新情報を入手する手順を文書化している。 また、適用される法律や規制を確実に遵守する手順を文書化している。		
SA5	必須	販売に関する契約	農産物に関する以下を含む契約について文書化されている。または、作物の購入に同意している協同組合等の団体の会員であることを示すことができる。 (1) 仕様 (2) 価格 (3) 取引量 (4) 支払条件		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
SA6	必須	農薬の使用	<p>a. 農薬は生産国の登録があるもののみを適切に使用している。</p> <p>b. 薬剤の原体に以下が含まれている農薬を使用していない。使用している場合は、将来的に使わない方針としている。 ・ベノミル、フルオルイミド、フルバリネート、アラクロール、フルアジホップ、ブロマシル、チウラム</p>		
SA7	必須	農地の造成	2015年12月31日以降に農地以外の土地を新たに造成した場合は圃場が原生林、湿地帯、自然保護地域ではないこと、またそれらの地域に影響を与えていないことを文書により証明できる。		
SA8	必須	労働者の雇用・採用	<p>a. 農場は労働者の雇用・採用に関する募集費用を負担しており、労働者に負担させていない。</p> <p>b. 人材派遣会社を使っている場合以下を実施していることを確認している。 (1) 国から許可を得ていること (2) 詐欺的または強制的な募集慣行を行っていないこと (3) 労働関係法令の労働者関連要件に準拠していること</p>		
SA9	必須	自己点検の実施	<p>農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。 (1) 『+SA専用項目』のすべての管理点についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善</p> <p>※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>		
JGAP用項目					
SA10	必須	水の使用权	水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
ASIAGAP用項目					
SA11	必須	炭素の貯留に配慮した土づくり	土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化 (2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用		
SA12	必須	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施 (3) 再生可能エネルギーの採用の検討		
SA13	必須	危険物の保管(肥料)	火災等事故を防ぐために、発熱・発火・爆発の恐れがある肥料を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。		
SA14	必須	肥料等の保管条件	肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰めの肥料等の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること (2) ごみやこぼれた肥料の除去・清掃 (3) 肥料等を直接土の上に置いていないこと (4) 農薬入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること (5) 崩落・落下を防ぐ保管方法 (6) 農産物・種苗への汚染防止		
SA15	必須	堆肥の保管	環境汚染防止および交差汚染防止のために、製造途中の堆肥および流出液について必要な対策を実施している。		

<https://jgap.jp>

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル 4階

一般財団法人日本GAP協会

